

令和6年11月
第11回（定例）

香芝市教育委員会 追加議案

目 次

議第 2 5 号	香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて	1
議第 2 6 号	香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正することについて	5
議第 2 7 号	香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則の一部を改正することについて	8
議第 2 8 号	香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について	1 0

議第 2 5 号

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成 5 年教育委員会規則第 1 号)の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則(案)
香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成５年教育委員会規則第
1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その分掌事務」を「事務分掌その他必要な事項」に改める。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

教育部	教育総務課	総務係 施設係
	学校教育課	管理係
	学校支援室	支援係
	保健給食課	保健給食係
	生涯学習課	社会教育係 文化スポーツ係
	文化財課	文化財係
	市民図書館	

第3条総務係の項第2号中「教育委員会の会議」を「教育委員会会議」に改め、同項第6号中「公文書類の保管その他」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法制に関すること。

第4条及び第5条を次のように改める。

（学校教育課の事務分掌）

第4条 学校教育課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 就学及び転退学に関すること。
- (2) 学級編制に関すること。
- (3) 通学及び通園区域に関すること。
- (4) 就学援助に関すること。
- (5) 教科用図書の採択及びこれに類する教材の取扱いに関すること。
- (6) 学校職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 公立幼稚園に関すること。
- (8) 学校の休業に関すること。
- (9) その他学務に関すること。

学校支援室 支援係

- (1) 学校教育及び学校経営の指導助言に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学校教育の振興及び研究に係る事業に関すること。
- (4) 学校職員の研修に関すること。
- (5) 学校における人権教育の推進に関すること。
- (6) 生徒指導に関すること。
- (7) いじめ防止に関すること。
- (8) 特別支援教育に関すること。
- (9) 適応指導教室に関すること。

(保健給食課の事務分掌)

第5条 保健給食課の事務分掌は、次のとおりとする。

保健給食係

- (1) 児童、生徒及び園児の保健、衛生及び安全に関すること。
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に関すること。
- (3) 学校及び幼稚園の給食の企画及び運営に関すること。
- (4) 学校及び幼稚園の保健及び給食関係団体に関すること。
- (5) 学校及び幼稚園の給食費に関すること。
- (6) 広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会との連絡調整に関すること。

第6条を削る。

第7条社会教育係の項第1号中「及び総合調整」を削り、同条文化スポーツ係の項を次のように改める。

文化スポーツ係

- (1) 文化芸術の奨励と実施に関すること。
- (2) 社会体育の奨励と実施に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。
- (4) 文化施設に関すること。
- (5) 中央公民館に関すること。
- (6) 社会体育施設及び有料公園施設に関すること。
- (7) 公民館運営審議会委員に関すること。
- (8) 社会体育団体の育成に関すること。
- (9) スポーツ推進委員に関すること。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「課」の次に「(市民図書館及び学校支援室を含む。以下同じ。)」を加え、同条を第9条とする。

第11条第1項中「、館長、所長及び室長」を「（館長及び室長を含む。）」に改め、同条第2項中「教育総務課長」を「教育総務課」に改め、同条第3項中「その」の次に「事務の」を加え、「互いに」を「、互いに」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「及び館」を削り、「課等」を「課」に、「が定める」を「の裁定による」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「ある」を「がある」に改め、同条を第12条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

（香芝市教育委員会附属機関設置規則の一部改正）

2 香芝市教育委員会附属機関設置規則（平成25年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表香芝市生涯学習推進基本計画策定委員会の項中「教育部まなび推進局生涯学習課」を「教育部生涯学習課」に改め、同表香芝市史跡整備検討委員会の項中「教育部まなび推進局文化財課」を「教育部文化財課」に改める。

（香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

3 香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則（平成19年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、局に局長」を削り、同条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第22項までを1項ずつ繰り上げる。

議第 2 6 号

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正することについて

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程（平成 5 年教育委員会訓令
甲第 1 号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及
び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項
第 2 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令(案)

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程（平成5年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、局長」を削る。

第2条中「次の」を「、次の」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「に定める課長、館長、所長及び室長」を「第3条第1項の課長、同条第3項第3号の館長、同項第4号の所長及び同項第5号の室長」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「の事故」を「事故」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 回議 決裁又は承認を受けるため、文書をその権限のある者に回付することをいう。

(5) 合議 決裁を要する事務が他の部課等に関係がある場合において、当該関係部課等に回議することをいう。

第4条第1号中「香芝市事務決裁規程」を「教育委員会の権限に属する事務に係る香芝市事務決裁規程」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 二上山博物館に展示又は保存している資料の館外貸出しの許可に関すること。

第6条から第10条までを次のように改める。

（課長等の共通専決事項）

第6条 課長等の共通して専決できる事項は、香芝市事務決裁規程第14条に規定する課長、所長及び室長の共通専決事項とする。

（教育総務課長の専決事項）

第7条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の取扱処置に関すること。
- (2) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (3) 財産台帳の整備保管に関すること。
- (4) 公用車の使用管理に関すること。
- (5) 学校施設及び設備の使用許可に関すること。

（学校教育課長の専決事項）

第8条 学校教育課長の専決できる事項は、児童、生徒の入学、転学の通知及び許可に関することとする。

（学校支援室長の専決事項）

第9条 学校支援室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例的な学校教育上の指導助言に関すること。

(2) 学校職員の軽易な研修に関する事。

(保健給食課長の専決事項)

第10条 保健給食課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 児童、生徒、園児、乳幼児及び教職員の健康診断の実施に関する事。

(2) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の給食実施に関する事。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

第14条中「次のとおり」を「定例的な講演会、集会等の開催計画決定、実施及び奨励に関する事」に改め、同条第1号を削り、同条を第12条とする。

第15条中「次のとおり」を「定例的な講演会、集会等の開催計画決定、実施及び奨励に関する事」に改め、同条第1号を削り、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

(子ども家庭部長の専決事項)

第15条 子ども家庭部長の専決できる事項は、教育委員会の権限に属する事務に係る香芝市事務決裁規程第6条に規定する部長の共通専決事項に関する事とする。

(保育幼稚園課長の専決事項)

第16条 保育幼稚園課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 定例的な教育上の指導助言に関する事。

(2) 幼稚園の職員の軽易な研修に関する事。

(3) 教育委員会の権限に属する事務に係る香芝市事務決裁規程第14条に規定する課長、所長及び室長の共通専決事項に関する事。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

議第 2 7 号

香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する
委任及び補助執行に関する規則の一部を改正することについて

香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任
及び補助執行に関する規則（令和 4 年規則第 3 5 号）の一部を改正
することについて、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委
任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教委規則第 6 号）第 2 条第
1 8 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則（案）

香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則（令和４年規則第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、第９号及び第１０号を削り、同条に次の９号を加える。

- (8) 学童保育所の指定管理者の選定に関すること。
- (9) 学童保育所に係る小学校との調整に関すること。
- (10) 学童保育所に係る財産の維持保全に関すること。
- (11) 学童保育所の施設及び設備の維持保全に関すること。
- (12) 学童保育料の減免に関すること。
- (13) 私立学童保育所の開始、廃止、休止及び変更に係る受付に関すること。
- (14) 学童保育所（私立学童保育所を含む。次号において同じ。）に係る補助金事務に関すること。
- (15) 学童保育所に係る指導監査事務に関すること。
- (16) 前８号に定めるもののほか、学童保育所の管理運営に関すること。

附 則

この規則は、令和７年１月１日から施行する。

議第 28 号

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規則の制定について

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により議決を
求める。

令和 6 年 11 月 27 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（案）
（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助執行）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会の所掌に係る文書及び法制に関すること。
- (2) 幼稚園への入退園事務に関すること。
- (3) 幼稚園に係る財産の維持保全に関すること。
- (4) 幼稚園の施設及び設備の維持保全に関すること。
- (5) 幼稚園の運営に係る支援及び教育上の指導助言に関すること。
- (6) 幼稚園の職員の研修の実施に関すること。
- (7) 前5号に定めるもののほか、幼稚園の管理運営に関すること。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が市長と協議して定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。